

令和7年春 主な組織改正の概要

◎ 二セ電話詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺対策の推進

◎ 暴力団及び匿名・流動型犯罪グループ対策の推進

- 二セ電話詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺などについて、捜査部門と連携した抑止対策を推進するため、生活安全部生活安全総務課の体制を強化します。
- 匿名・流動型犯罪グループに対する戦略的な検挙対策を推進するため、暴力団対策部組織犯罪捜査課をはじめ、刑事部や生活安全部の捜査担当課の体制を強化します。
- 犯行形態に応じた犯罪収益対策を講じていくため、暴力団対策部組織犯罪対策課及び同部組織犯罪捜査課の体制を強化します。

◎ 飲酒運転・交通事故抑止対策の推進

- 飲酒運転及び小型モビリティ対策に係る地域警察部門との連携強化を図るため、交通部交通指導課の体制を強化するほか、自転車その他の小型モビリティをめぐる情勢に的確に対応するため、同部交通企画課に担当係を新設します。
- 交通事故等に係る捜査力を強化するため、交通部交通捜査課に警察署初動支援体制を整備します。
- 警衛警護や災害発生時の交通対策のほか、ツール・ド・九州等の大規模イベント等の交通対策を適正に実施するため、交通部交通規制課に特別交通対策室を新設します。
- 「マイナ免許証」関係の手続きに的確に対応するため、交通部運転免許試験課の各地区試験場内の係を統合し、総合運用が可能となる体制を構築します。

◎ 性暴力・児童虐待への的確な対処

◎ 重要凶悪事件の徹底検挙のための体制強化

- 依然として深刻な状況にある性犯罪や児童虐待事案に的確に対処するため、刑事部捜査第一課に性犯罪・児童虐待捜査指導室を新設します。
- 重要事件現場における鑑識業務の指揮系統を一元化し、複数事案の同時対応を可能とするため、刑事部鑑識課の体制を強化します。

◎ サイバー空間の脅威への的確な対処

- 県警察全体のサイバー対処能力を含む現場捜査員の捜査能力向上を目的として、生活安全部サイバー犯罪対策課の体制及び同部生活安全総務課の指導体制を強化します。

◎ 災害・テロ等の脅威への的確な対処

- 警衛警護や災害発生時の交通対策のほか、ツール・ド・九州等の大規模イベント等の交通対策を適正に実施するため、交通部交通規制課に特別交通対策室を新設します（再掲）。
- 災害・テロ等に対し、より迅速かつ的確な部隊活動を展開するため、警備部第一機動隊及び同部第二機動隊に部隊運用のための係を新設します。

◎ その他治安情勢等に的確に対応するための体制強化

- 全警察署の相談電話を今後3年間で段階的に警察本部に集約して対応するため、総務部被害者支援・相談課に相談受理体制を構築した上で、警察署の相談電話を集約します（※今年が1年目として、6警察署が対象）。
- 警察本部庁舎の狭隘化解消工事や篠栗合同庁舎（仮称）への移転作業などに対応するため、総務部施設課等の関係所属の体制を強化します。
- DXの推進及び先端技術の導入・活用による組織の生産性向上を図るため、警務部警務課にデジタル・先端技術活用戦略室を新設します。
- 人口減少・少子高齢化をはじめとする社会の変容等に対応していくため、警務部警務課の体制を強化します。
- 現場警察官の事態対処能力向上及び受傷事故防止に向けた各種対策を推進するため、地域部地域総務課及び同部鉄道警察隊の体制を強化します。
- 管内人口の増加や観光客増加に伴う交通量増加等の業務負担を考慮し、糸島警察署可也駐在所を日勤2名体制の可也交番にします。
- 令和6月12月に施行された大麻関係法令の改正に伴い、警察署支援を強化するため、暴力団対策部薬物銃器対策課の体制を強化します。